

ご存知ですか？消火器の処分方法

消火器は平成22年から「リサイクル制度」の対象となり通常のごみとして廃棄処分できなくなりました。

まずは 消火器本体の「リサイクルシール」を確認！

消火器の処分には「リサイクルシール」が必要です。

平成22年以降に製造された消火器には、このシールが貼られています。リサイクルシールがない消火器やリサイクルシールの有効期限が過ぎた消火器を処分したい場合は、同シールを購入する必要があります。



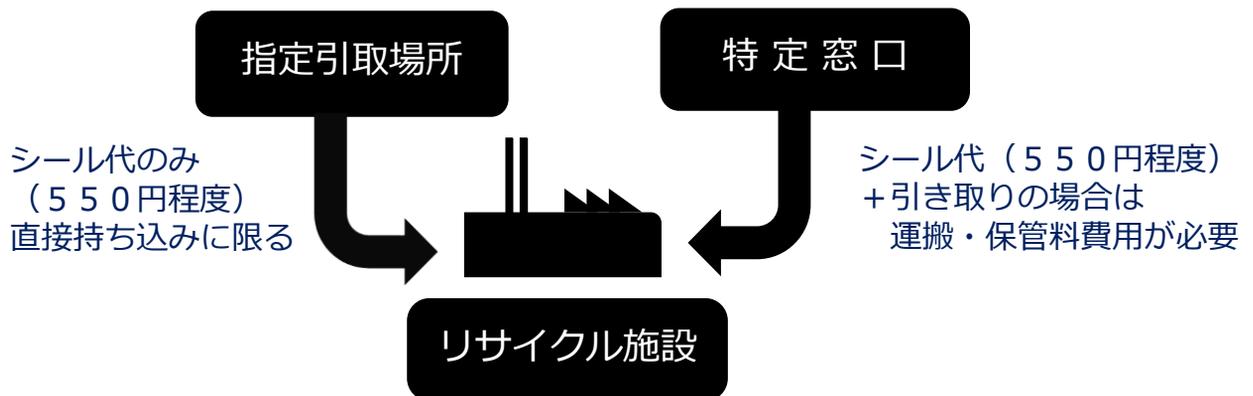
続いて 次の①または②のいずれかに処分の依頼が必要です！

① 指定引取場所

- 処分の依頼は「直接持ち込み」に限られます。
- リサイクルシールがない消火器やリサイクルシールの有効期限が過ぎたものは同シール代金（550円程度）が必要になります。

② 特定窓口

- 処分の依頼は「業者による引き取り」または「直接持ち込み」のどちらかです。
 - リサイクルシールがない消火器やリサイクルシールの有効期限が過ぎたものは同シール代金（550円程度）が必要になるほか、引き取りの場合は、運搬・保管費用が別途必要です。
- ※ 引き取りの代金は事業所により異なりますのでご確認をお願いします。



指定引取場所および特定窓口について

お近くの指定引取窓口および特定窓口は、下記のリンクまたはQRコードから調べることができます。

【消火器の処分に関する問い合わせ先】

株式会社消火器リサイクル推進センター（一般財団法人日本消火器工業会代理）

ホームページ 消火器リサイクル推進センター <http://www.ferpc.jp/>



消火器リサイクル窓口検索
QRコード